

第七十四回 災害被害者ニ對スル租稅ノ減免、特別委員會議事速記録第三號  
帝國議會貴族院徵收猶豫等ニ關スル法律案

昭和十四年三月二十四日(金曜日)午前十時十分開會

○委員長(子爵白川資長君) ソレデハ是カラ開會致シマス、御誥リ致シマスガ、此ノ豫備金支出ニ承諾ヲ與フル件ヲ先キニシマセウカ、ソレトモ一緒ニシマシテ關稅ノ方ノ質問ヲ續ケマセウカ

○子爵梅園篤彦君 先ヅ此ノ昭和十二年第  
一豫備金支出ノ件外五件ニ付テ、此ノ際討  
論ニ入ツテ御採決ヲ願ッテ置イタ方ガ結構ダ  
ト思ヒマス

○委員長(子爵白川資長君) 梅園サンノ御  
動議ニ御賛成デアリマスカ

〔「贊成」ト呼フ者アリ〕

○委員長(子爵白川資長君) ソレデハ昭和  
十二年度第一豫備金支出ノ件外五件ノ質問  
ヲ續ケマシテ、御質問ガナケレバ討論ニ移  
リタイト思ヒマス、御質問ゴザイマセヌカ

○子爵梅園篤彦君 此ノ豫備金支出ノ事後  
承諾ノ件ニ付テデアリマスガ、此ノ中剩餘  
金支出ニ付テデアリマスガ、此ノ豫備金支  
出ニ付キマシテハ多年論議セラレマシ  
テ、或ハ憲法違反デアルト言ヒ、或ハ然ラ  
スト申シ、輿說モ亦區々デアシテ、誠ニムツ

カシイ問題デアリマス、併シナガラ今日ニ  
於キマシテハ政府ノ剩餘金支出ニ對シマシ  
テハ、事後承諾ヲ與ヘマスコトガ先例ノ如  
クニナシテ居リマス、既ニ先例ノ如クナシテ  
居リマスル以上、固ヨリ憲法違反ナリト考  
ヘラレナイノミナラズ、左様考ヘタクナイ  
ノデアリマス、唯願ハクハ政府ニ於テ、之  
ガ支出ヲ實行セラル、場合、慎重ノ上ニモ  
慎重ヲ重ネラレマシテ、已ムヲ得ザル場合  
ノミニ限定セラル、ヤウ特ニ自肅自戒、  
以テ萬全ヲ期セラレルヤウ希望致ス次第デ  
アリマス、此ノヤウナ見地カラ致シマシテ  
政府ヲ信賴シ、昭和十二年度第一豫備金支  
出ノ件外五件ノ支出ハ何レモ正當ナリト認  
モノデアリマス

○委員長(子爵白川資長君) 外ニ御發言ゴ  
メマシテ、之ニ承諾ヲ與フルコトヲ認メル  
モノデアリマス

○委員長(子爵白川資長君) 外ニ御發言ゴ  
メマシテ、之ニ承諾ヲ與フルコトヲ認メル  
モノデアリマス

〔「贊成」ト呼フ者アリ〕

○委員長(子爵白川資長君) ソレデハ此ノ  
六件ハ承諾ヲ與フルコトニナリマシタ……  
ニハ關稅定率法中改正法律案及昭和七年法

カシイ問題デアリマス、併シナガラ今日ニ  
於キマシテハ政府ノ剩餘金支出ニ對シマシ  
テハ、事後承諾ヲ與ヘマスコトガ先例ノ如  
クニナシテ居リマス、既ニ先例ノ如クナシテ  
居リマスル以上、固ヨリ憲法違反ナリト考  
ヘラレナイノミナラズ、左様考ヘタクナイ  
ノデアリマスガ、之ニ付テハ又御考デモア  
ルノデスカ

○政府委員(尾關將玄君) 只今委員長ノ御  
尋ノ點ハ將來考ヘマシテ、完璧ヲ期スルヤ  
ニ順次ヤツテ行キタイト考ヘテ居リマス、  
尙只今御話ノ鹽デアルトカ鑛石デアルトカ  
云フヤウナモノハ、現在無稅ニナシテ居リマ  
スガ、御尋ノハ有稅ノモノモアリマシテ、  
サウ云フモノハ勿論仰シヤルヤウニ、御說  
ノ通リニヤツテ行キタイト存ジテ居リマス

○子爵梅園篤彦君 此ノ改正法律案ヲ見マ  
ス、蓖麻子ノ種子ノ輸入稅ニ付キマシテ  
ハ何等觸レテ居ラナイヤウニ思ヒマスガ、  
若シ左様デアルト致シマシタナラバ、蓖麻  
子油ノ搾油業者ニハ相當打擊ヲ與ヘルノヂ  
アレバ何トカ之ガ救濟策ヲ講ジテヤル必要  
ガアルト思ヒマス、此ノ點ニ付キマシテ政

律第四號中改正法律案ノ質問ヲ續ケマス……  
政府委員ニ伺ヒタイノデアリマス、尙蓖  
麻子油ノ用途ハ事變下ニ付キマシテ益、激  
邊リカラ來ルノハ段々殖エルヤウニナシテ  
居リマスガ、日本デ重要ナ品物ガ、支那邊  
リノ、例ヘバ鹽ダトカ或ハ鑛物トカ云フヤ  
ウナモノ將來輸入サレナケレバナラナイ  
ノデアリマスガ、之ニ付テハ又御考デモア  
ルノデスカ

○政府委員(尾關將玄君) 只今梅園子爵ノ  
仰セニナリマシタ蓖麻子油ノ原料ノ蓖麻子  
ニ付キマシテハ現在無稅ニナシテ居リマス、  
ニナシテ居リマス、蓖麻子油ノミ關稅ヲ取ツ  
テ居リマスノデ、此ノ關稅ヲ今度撤廢シタ  
イ、斯ウ考ヘテ居ルノデアリマス、ソレカ  
ラ用途デゴザイマスルガ、是ハ醫藥ノ  
原料ニモ致シマシテ、申上ゲル迄モナ  
ク下劑等ニ用ヒルノデゴザイマスルガ、其  
ノ外ニ飛行機用ノ油、飛行機ノ潤滑油ニ  
用フル、結局軍需品ニ用ヒル譯デゴザイマ  
ス、ソレカラ織物ノ仕上ゲニ用ヒル、或  
ハ擬革、革デス、鞣革、ソンナモノノ仕上  
ゲニ用ヒル、又塗料、化粧品用ト云フヤウ  
ナモノニモ用ヒルノデゴザイマス、其ノ需  
要量ハ仰セノ通リニ非常ニ激増致シテ居リ  
マス、ソレハ飛行機等ニ用ヒルノニ非常ニ

府ノ御所見ガ伺ヒタイノデアリマス、尙蓖  
麻子油ノ用途ハ事變下ニ付キマシテ益、激  
邊シテ居ルコトト存ジマス、就キマシテ  
クニナシテ居リマス、既ニ先例ノ如クナシテ  
居リマスル以上、固ヨリ憲法違反ナリト考  
ヘラレナイノミナラズ、左様考ヘタクナイ  
ノデアリマス、唯願ハクハ政府ニ於テ、之  
ガ支出ヲ實行セラル、場合、慎重ノ上ニモ  
慎重ヲ重ネラレマシテ、已ムヲ得ザル場合  
ノミニ限定セラル、ヤウ特ニ自肅自戒、  
以テ萬全ヲ期セラレルヤウ希望致ス次第デ  
アリマス、此ノヤウナ見地カラ致シマシテ  
政府ヲ信賴シ、昭和十二年度第一豫備金支  
出ノ件外五件ノ支出ハ何レモ正當ナリト認  
モノデアリマス

○政府委員(尾關將玄君) 只今梅園子爵ノ  
仰セニナリマシタ蓖麻子油ノ原料ノ蓖麻子  
ニ付キマシテハ現在無稅ニナシテ居リマス、  
ニナシテ居リマス、蓖麻子油ノミ關稅ヲ取ツ  
テ居リマスノデ、此ノ關稅ヲ今度撤廢シタ  
イ、斯ウ考ヘテ居ルノデアリマス、ソレカ  
ラ用途デゴザイマスルガ、是ハ醫藥ノ  
原料ニモ致シマシテ、申上ゲル迄モナ  
ク下劑等ニ用ヒルノデゴザイマスルガ、其  
ノ外ニ飛行機用ノ油、飛行機ノ潤滑油ニ  
用フル、結局軍需品ニ用ヒル譯デゴザイマ  
ス、ソレカラ織物ノ仕上ゲニ用ヒル、或  
ハ擬革、革デス、鞣革、ソンナモノノ仕上  
ゲニ用ヒル、又塗料、化粧品用ト云フヤウ  
ナモノニモ用ヒルノデゴザイマス、其ノ需  
要量ハ仰セノ通リニ非常ニ激増致シテ居リ  
マス、ソレハ飛行機等ニ用ヒルノニ非常ニ

激増致シテ居リマスガ、是ハ軍需ノ方ノ關係上祕密ニスルコトニナッテ居リマシテ、我ガ聽キマシテモ軍ノ方デ、ドウカソレハ餘リ聽カナイヤウニシテ吳レト云フコト

デ、非常ニ激増シテ居ルコトハ分リマスガ、今ドレダケト云フコトノ何ヲ申上ゲルコトガチヨットムツカシイヤウニ存ジテ居リマス

○政府委員(尾關將玄君) 是等ノ物ノ中

加工シテ輸出シ得ルモノト申シマスノハ、胡麻子ヲ入レテ胡麻ノ油ヲ持ヘマス、ソレ

カラ荏胡麻子デ、荏胡麻子油、桐子ヲ入レ

テ、桐油ヲ持ヘテ、輸出モ出來マスルガ、是ハマア極メテ少イノデ、言フベクシテ實

際ハ行ハレナイコトデスガ、桐子ヲ入レテ、加工シテ輸出ガ出來ル譯デアリマス、此ノ

中デ輸出ノ金額ハ胡麻子油ハ昭和十二年デ

約七萬五千圓程輸出シテ居リマス、是ハ胡

麻子カラ持ヘタ胡麻ノ油デアリマス、ソレ

カラ荏胡麻子カラ持ヘタ荏胡麻子油ハ六百

二十一萬六千圓程輸出シテ居リマス、蓖麻

子油ハ昭和十年ニハ二十萬圓程輸出シテ居

リマシタノデスガ、是ハ前申上ゲマシタヤ

ウニ又梅園子爵モ仰シヤッタヤウニ、非常ニ

無税トナッタモノガ大分ニ出來タ譯デアリ

マスルガ、是等ノ物ノ中デ加工又ハ精製セ

ラレマシテ輸出セラレマス物ハ何々デアリ

マセウカ、サウシテ其ノ主ナル輸出先並ニ

輸出金額ヲバ御示シ願ヒタイト思ヒマス、

尙蓖麻子油ノ原料ハ第三國カラモ相當輸入

セラレテ居ルノデアリマセウカ、又現存ハ

一體何處々々カラ輸入致サレテ居ル、ノデ

アリマセウカ、併セテ御説明ヲ願ヒタイト

思ヒマス

○政府委員(尾關將玄君) 是等ノ物ノ中

加工シテ輸出シ得ルモノト申シマスノハ、

胡麻子ヲ入レテ胡麻ノ油ヲ持ヘマス、ソレ

カラ荏胡麻子デ、荏胡麻子油、桐子ヲ入レ

テ、桐油ヲ持ヘテ、輸出モ出來マスルガ、

是ハマア極メテ少イノデ、言フベクシテ實

際ハ行ハレナイコトデスガ、桐子ヲ入レテ、

加工シテ輸出ガ出來ル譯デアリマス、此ノ

中デ輸出ノ金額ハ胡麻子油ハ昭和十二年デ

約七萬五千圓程輸出シテ居リマス、是ハ胡

麻子カラ持ヘタ胡麻ノ油デアリマス、ソレ

カラ荏胡麻子カラ持ヘタ荏胡麻子油ハ六百

二十一萬六千圓程輸出シテ居リマス、蓖麻

子油ハ昭和十年ニハ二十萬圓程輸出シテ居

リマシタノデスガ、是ハ前申上ゲマシタヤ

ウニ又梅園子爵モ仰シヤッタヤウニ、非常ニ

無税トナッタモノガ大分ニ出來タ譯デアリ

マスルガ、是等ノ物ノ中デ加工又ハ精製セ

ラレマシテ輸出セラレマス物ハ何々デアリ

マセウカ、サウシテ其ノ主ナル輸出先並ニ

輸出金額ヲバ御示シ願ヒタイト思ヒマス、

尙蓖麻子油ノ原料ハ第三國カラモ相當輸入

ハ百八十萬圓デアリマス、輸出先ハ「ア

メリカ」ダトカ、其ノ他ヘ罐詰ナンカニナッ

テ輸出シテ居ルノデアリマス、ソレカラ蓖

麻子油ノ原料ハ、滿洲國カラ殆ド大部分來

テ居リマシタガ、昨年ハ英領「インド」、ソ

レカラ蘭領「インド」、「ブラジル」等カラ少

シ宛輸入シテ居リマス

○子爵梅園篤彦君 只今ノ政府委員ノ御説

明デ能ク分リマシタ、次ニ御伺ヒ致シタイ

ト思ヒマスノハ、衆議院ニ於キマシテハ、

此ノ關稅定率法中改正法律案ニ對シマシテ

修正ヲ加ヘテ居ルノデアリマス、即チ原案

ニ於テハ此ノ附則ニ、本法ハ公布ノ日ヨリ

ハ本法施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ

之ヲ定ムト修正致シタノデアリマス、而シ

テ昨日ノ松村政務次官ハ、此ノ提案理由ノ

リマシタノデスガ、是ハ前申上ゲマシタヤ

ウニ又梅園子爵モ仰シヤッタヤウニ、非常ニ

無税トナッタモノガ大分ニ出來タ譯デアリ

マスルガ、是等ノ物ノ中デ加工又ハ精製セ

ラレマシテ輸出セラレマス物ハ何々デアリ

マセウカ、サウシテ其ノ主ナル輸出先並ニ

輸出金額ヲバ御示シ願ヒタイト思ヒマス、

尙蓖麻子油ノ原料ハ第三國カラモ相當輸入

○政府委員(尾關將玄君) 修正ハ實ハ蓖麻

子油ノコトニ付テ起シタノデゴザイマシテ、

ソレハ蓖麻子油ノ原料ノ蓖麻子ガ滿洲ヲ出

ス、ソコデコチラノ方デ蓖麻子油ヲ無税ニ

スルノナラバ、滿洲ノ方ニ於テモ其ノ蓖麻

ニナルト思ヒマスガ、ソレダケ掛シテ居リマ

ス、ソコデコチラノ方デ蓖麻子油ヲ無税ニ

スルノナラバ、滿洲ノ方ニ於テモ其ノ蓖麻

修正ヲセラレタ譯デアリマシテ、根據ハ蓖麻子油カラデアリマシテ、違フ所ハアノ原案ノ儘デスト、公布致シマシタラ一様一律ニ皆即日施行ニナルノガ、アノ修正デアリマスト一品毎ニ付テ考ヘルコトガ出來ルト、斯ウ云フヤウニナッテ居ルノデアリマス

ニ付テ考ヘルコトガ出來ルト、斯ウ云フヤウニナッテ居ルノデアリマスト一品毎ニ付テ考ヘルコトガ出來ルト、斯ウ云フヤウニナッテ居ルノデアリマス

○子爵梅園篤彦君 只今修正ノ件ニ付テハ政府委員ノ御説明デ能ク諒承致シマシタ、モウ一つ御伺ヒ致シタノデアリマスガ、原料輸入難ノ爲ニ内地ノ業者ガ悲鳴ヲ上げルト申シマスカ、行詰マルト云フヤウナコトハ極力之ヲ防止シナケレバナラナイト思ヒマス、就テハ蓖麻子油搾油業者ノ手許ニ十分原料ガ入ルヤウニ何等カノ方策ヲバ御講ジニナル御意思ガオアリニナルノデゴザイマセウカドウカ、御伺ヒ致シタイト思ヒマス

○政府委員(尾關將玄君) 梅園子爵ノ仰シヤツタコトハ、誠ニ御尤モダト存ジテ居ルノデアリマス、私ナンカノ考デハ満洲ノ輸出税ヨリモ何ヨリモ今子爵ノ仰シヤツタコトガ一番必要ダト思ヒマス、今日日本ノ油業者、油ヲ搾ッテ居ル業者ガ困ッテ居ルノハ、原料ノナイト云フコトガ何ヨリデアルト存ジテ居リマス、例ヘバ蓖麻子油ニ致シマシテ

モ、戰前、一昨年ノ一月ニ三十圓位、昨年ハ三十五圓位、今ハ四十圓位ニナッテ居リマス

スノデ、價格ハモウ非常ニ高クナッテ居リマスカル、搾ルコトガ出來サヘスレバ非常ニ儲カルノデアツテ、是ハ稅金トカ何トカ云フ問題ハサウ響カナイト存ジテ居リマス、

唯問題ハ其ノ原料ガ足リナイト云フコトデアリマシテ、此ノ原料ノ確保ト云フコトガ一番必要ナコトデアルト存ジテ居リマス、然ルニ満洲國ノ方デハ、又是ノ油ヲ搾ル業者モ相當アリマシテ、之ヲ搾リタイ、矢張リ向フモ操業ヲ短縮シテ居ルノデ搾リタイト、斯ウ云フヤウニ考ヘテ居ルノデア

リマス、デアリマスルガ、日本ノ油業者ノコトモ考ヘナケレバナラナイノデ、我々ト致シマシテハ色々協議致シマシテ、或程度ノ數量ヲ日本ニ寄越スヤウニ關係各論協議ヲ進メテ居ル譯デアリマス、尙外ノ國カラ、第三國カラ、是モ出來ル限り輸入スベキハ當然デアリマシテ、例ヘバ蘭領印度デアリマストカ、或ハ英領印度デアリマストカ、「ブラジル」、是ハ出來ル限り入レナケレバナラナイト存ジテ居リマス、軍需ニ用ヒラル、油ノ原料ナノデアリマスカラ、爲替等ニ於キマシテモ、外ノモノヲ「チエック」スルコトガアルトシマシテモ、斯ウ云フモ

ノニ對シテハドンヽ輸入ヲ許サナケレバ

ナラナイモノダト、斯業ニ存ジテ居リマスニ、「アメリカ」合衆國カラ昨年六萬四千圓ノ予油ノ方ハ此ノ參考資料トシテ戴イタモノ

スルカラ、價格ハモウ非常ニ高クナッテ居リマス、儲カルノデアツテ、是ハ稅金トカ何トカ云フ問題ハサウ響カナイト存ジテ居リマス、

○委員長(子爵白川資長君) 私ハチヨット政府委員ニ伺ヒマスガ、問題ハ此ノ蓖麻子ナンデスネ、ソレカラモウ一つ伺ヒタイノ

ハ胡麻子ト云フノガアリマスガ、胡麻ノ油ト云フモノハ支那カラ相當入ルノデゴザイマスカ、是ハ是ニハ入ッテ居リマセヌノデス

リカ」カラ棉子油ハ入ッテ居リマス、今後モ多少ハ勿論入ルト思ヒマス、油罐詰ノ原料ガ……

○政府委員(尾關將玄君) 胡麻油ハ今迄日本ニ殆ド入ッテ居リマセヌ

○委員長(子爵白川資長君) サウスルト胡麻子ヲ輸入シテ胡麻ノ油ヲ日本デ持ヘルノモノヲ入レテ、サウシテ「アメリカ」ヘ輸出ス

○政府委員(尾關將玄君) 左様デゴザイマス、第三國カラ、是モ出來ル限り輸入スベキハ當然デアリマシテ、例ヘバ蘭領印度デアリマストカ、或ハ英領印度デアリマストカ、「ブラジル」、是ハ出來ル限り入レナケレバナラナイト存ジテ居リマス、軍需ニ用ヒラル、油ノ原料ナノデアリマスカラ、爲替等ニ於キマシテモ、外ノモノヲ「チエック」スルコトハ今後モ或程度ハアルト存ジマスルガ、併シ大部分ハ是カラ後支那等カラ輸入出來ルノデアリマシテ、昨年ハ割合テハ、日滿支三國間ノ物資ノ調整ヲ期スルニ色々事變等ノ關係モアリマシテ輸入出來爲ト云フノガ原因デアルヤウト思ヒマスガ、此ノ蠶豆トソレカラ棉實ノ油ト云フモニ付キマシテ、之ヲ大正十五年法律第三十六號ノ方ヘ戻ス、要スルニ三割五分ノ増

加ヲシナクナル、斯ウ云フヤウニ思ヒマスガ、蠶豆ノ方ハ支那デアルノデ、十三年ニ百三十萬圓バカリ輸入サレテ居ル、併シ棉

ガ、蠶豆ノ方ハ支那デアルノデ、十三年ニニ依リマシテ、政府ノ意ノアル所ガ分リマス、シタノデ満足ヲ致シマス、私ノ質問ハ此ノ

予油ノ方ハ此ノ参考資料トシテ戴イタモノニ、「アメリカ」合衆國カラ昨年六萬四千圓ノ輸入ヨリ外ナイヤウニ思ヒマスガ、是ハ満洲或ハ支那カラ、今後入ルト云フ見込デ斯程度デ終リマス

○子爵梅園篤彦君 只今政府委員ノ御説明アリマシテ、此ノ原料ノ確保ト云フコトガ一番必要ナコトデアルト存ジテ居リマス、然ルニ満洲國ノ方デハ、又是ノ油ヲ搾ル業者モ相當アリマシテ、之ヲ搾リタイ、矢張リ向フモ操業ヲ短縮シテ居ルノデ搾リタイト、斯ウ云フヤウニ考ヘテ居ルノデア

リマス、デアリマスルガ、日本ノ油業者ノコトモ考ヘナケレバナラナイノデ、我々ト致シマシテハ色々協議致シマシテ、或程度ノ數量ヲ日本ニ寄越スヤウニ關係各論協議ヲ進メテ居ル譯デアリマス、尙外ノ國カラニナリマンテ、申上ゲル迄モナク外國人ハ

油ニ對スル嗜好ガ非常ニ進シテ居ルヤウデシテ、匂トカア、云フモノニ對シテ非常ニヤカマシイノデアリマシテ、「アメリカ」ノモノヲ入レテ、サウシテ「アメリカ」ヘ輸出スルト云フコトハ今後モ或程度ハアルト存ジマスルガ、併シ大部分ハ是カラ後支那等カラ輸入出來ルノデアリマシテ、昨年ハ割合テハ、日滿支三國間ノ物資ノ調整ヲ期スルニ色々事變等ノ關係モアリマシテ輸入出來爲ト云フノガ原因デアルヤウト思ヒマスガ、此ノ蠶豆トソレカラ棉實ノ油ト云フモニ付キマシテ、之ヲ大正十五年法律第三十六號ノ方ヘ戻ス、要スルニ三割五分ノ増

支那カラ相當輸入致シマシテ、ソレヲ「アメリカ」ノ方ヘモ色々輸出シタ位デアリマス



説ニ御賛成デゴザイマセウカ  
〔賛成ト呼フ者アリ〕

○委員長(子爵白川資長君) ソレデハ此ノ

二法案トモ可決致シマス、是デ散會致シマ  
ス

午前十時四十七分散會

出席者左ノ如シ

委員長 子爵白川 資長君  
副委員長 男爵岩村 一木君  
委員

侯爵徳川 賴貞君  
子爵梅園 篤彦君  
内藤 久寛君  
菊池 恭三君

江口 定條君  
田中徳兵衛君

政府委員

大藏書記官 氏家 武君  
同 松隈 秀雄君  
同 尾關 將玄君

昭和十四年三月二十八日印刷

昭和十四年三月二十九日發行

貴族院事務局

印刷者 内閣印刷局